

札幌市地域自立支援協議会北区地域部会  
専門部会の設置・運営に関するガイドライン

(平成 23 年 9 月 26 日運営委員会決定)

1 専門部会の設置について

(1) 設置目的について

専門部会の設置は、北区地域部会の諸活動において把握された地域課題について、現状整理等を行い、地域課題解決の方法等の検討を行うことを目的とする。

(2) 設置可否の検討の場

専門部会の設置可否については運営委員会において行う。

なお、運営委員会において設置可否の判断が難しいものについては全体会において検討のうえ設置可否を判断する。

(3) 設置可否の判断

設置可否は下記について検討のうえ判断する。

なお、既に他機関等で同様の組織が構成されている場合で、その組織との連携をすることで設置目的が達成されると判断される場合は連携を検討する。

- ・札幌市地域自立支援協議会北区地域部会規約の目的、活動内容に適合しているか。

札幌市地域自立支援協議会北区地域部会規約（抜粋）

第1条（目的）

札幌市地域自立支援協議会北区地域部会（以下「北区部会」という。）は、札幌市地域自立支援協議会（以下「全体会」という。）の下部組織として、障がい当事者、障がい福祉事業所、行政機関、その他北区内の様々な事業者との連携のもとに障がい児者を含む全ての北区民が、障がいに関わらず、互いに理解しながら誰もが安心して生活できる「地域づくり」を行うことを目的とする。

第2条（活動内容）

1. 北区地域部会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 障がい児者の持っている力を十分に発揮できる環境づくりを目指した活動
- (2) 障がい児者や家庭の生活実態を理解し、必要な社会資源を開発・改善する活動
- (3) 障がい福祉施策・事業者・機関の周知に関する活動
- (4) 障がい福祉に係る普及啓発、地域の理解促進に関する運動
- (5) 障がい福祉関係事業者や関係機関の連携体制構築に関する運動
- (6) 障がい福祉関係事業者の資質向上を目指した活動
- (7) 北区の問題を解決するための、札幌市への施策提言
- (8) その他、目的達成に必要な活動

2. 北区部会は障がい福祉以外の関係機関、企業、地域住民も含めた柔軟なネットワーク構築に努める。

- ・実際に専門部会として活動していくことが可能か。（地域課題の検討を行っていくために必要な人数の参加が見込めるか、事業所間等で連携強化を進めることについての共通認識があるか等の観点から活動していくことが可能か判断する。）

(4) 設置することと決定した場合

設置決定した専門部会については速やかに北区地域部会構成員に周知する。

周知した結果、構成員から設置に関する意見があった場合は運営委員会において協議する。

## 2 専門部会の運営について

### (1) 専門部会の幹事

専門部会の運営にあたっては、幹事を選任することとする。

幹事は原則として会長・副会長以外の運営委員から選出する。ただし、実際の専門部会の運営の中で運営委員以外の構成員を幹事として選任することは妨げない。

### (2) 専門部会の庶務

専門部会の庶務については、その専門部会の参加者において行う。ただし、専門部会の中では対応が難しいものについては、運営委員会が支援する。

### (3) 専門部会の開催

専門部会の開催については、幹事が召集する。

### (4) 専門部会への参加

専門部会の参加者は北区地域部会の構成員とする。

札幌市地域自立支援協議会北区地域部会規約（抜粋）

#### 第3条（構成員）

1. 構成員は次に掲げるもののうち北区部会の目的に賛同する次のものとする。

(1) 区内に拠点のある障がい福祉サービス事業者（旧法施設、地域活動支援センター、共同作業所含む）

(2) 区内に拠点のある障がい福祉に関する福祉施設または事業者

(3) 区内を担当地域とする相談支援事業所

(4) 区内に居住する障がい当事者または区内で活動する障がい者団体

(5) 区内にある教育関係機関

(6) 区内にある医療機関

(7) 区保健福祉部保健福祉課

(8) 区社会福祉協議会

(9) その他、障がい福祉の向上に関心のある者で運営委員会が適当と認める者

2. 障がい児者や家族を含む関係者を臨時で参加させることができる。

### (5) 専門部会設置後、運営委員会で活動を報告していく。

## 3 専門部会の活動のルール

### (1) 禁止行為

- ・法令に違反する犯罪行為または公序良俗に反する行為
- ・プライバシーを侵害する行為
- ・営業活動、選挙活動、政治活動、宗教活動またはこれに類似する行為
- ・その他、運営委員会において不適切であると判断した行為

### (2) 守秘義務

専門部会の活動の中で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。専門部会に参加しなくなった後も同様とする。

## 4 その他

(1) このガイドラインに定めるもののほか、専門部会の運営の中で必要な事項は、専門部会において協議し、運営委員会の承認を得ること。

(2) このガイドラインの内容を変更する必要がある場合は運営委員会で協議のうえ決定すること。

(3) このガイドラインは平成23年10月1日より施行する。